

令和3年1月20日

議会改革特別委員会

日程1 規則、要綱等について

【SNS】案

大竹市議会 SNS 活用運用要綱（仮称）

（目的）

第1条 議会基本条例前文にある「市民に開かれた議会」であるよう、これまで議会だよりや市議会ウェブサイトなどで表現されなかった細かな議会活動を紹介するツールとする

（使用ツールと管理者）

第2条 「大竹市議会」公式 Facebook アカウントより、議長もしくは議会事務局長から議会の取り組みを発信する

（議員の留意事項）

第3条 議員間の議論を行う場ではないため、コメントには留意すべきこと
2 目的を達成するため、各議員は市民への紹介、拡散に努めること

（コメントの削除）

第4条 誰の書き込み問わず、管理者において不適切であると判断されたものについては、これを予告なく削除することがある

（要綱の改廃）

第5条 議会運営委員会において取り扱うものとする

附 則

この要綱は令和3年〇月〇日より施行する

○情報通信機器使用要領、直方市

【委員会中継】案

大竹市議会委員会中継運用要綱（仮称）

（目的）

第1条 議会基本条例前文にある「市民に開かれた議会」であるよう、会議室にいらなくても委員会での議論が傍聴できる仕組みをつくる

（仕様）

第2条 インターネットを介し、常任委員会議のリアルタイム中継を行う

- 2 当面、音声はマイクを通したもの、映像は議員席のみを配信する
- 3 委員会名を、また休憩中にはその状態が伝わるよう表示する
- 4 動画の縮小画面に日付と委員会名を、説明文に日程を掲載する

（取り扱い）

第3条 あくまで目的を達成するための手段であって、公式の会議記録としての性格は持ち合わせていない

（要綱の改廃）

第4条 議会運営委員会において取り扱うものとする

附 則

この要綱は令和3年〇月〇日より施行する

日程2 決算審査と議会提案について

- ① 以下について当委員会としての方向性を出すため意見交換する。
 - ・総意が得られない案件は提案しないくらいでよい。
 - ・満場一致は目指しながら、必ずしもそうならない事も想定しておいてよい。
- ② これまでの会議で出た流れの案の項目について、期待する意義と目的達成の実現性のバランスを考え、意見交換して固めていく。

これまでの会議のまとめ

○決算特別委員会審査終了

↓（会派での意見調整）会派内で合意することで新たな意見がなくなる。

○決算特別委員会意見集約

↓（両常任委員長・決特委員長・議長で協議）機関を順序良く通過する。

↓（議員全員協議会）決議の場ではないが、全員いる場で総意を得る。

↓（議会運営委員会）議長提案とする決議案とし、この場で議決する。

○本会議

その他意見

- ・目標は12月本会議が望ましいが、3月でも執行部に提案する意味は深い。